

中央区中小企業

ホームページ作成費補助金

区内中小企業・個人事業主の方が新たにホームページを作成する場合、または既に開設しているホームページを改修する場合に、制作費用の一部を区が補助します。

補助対象事業者

次のいずれかに該当する中小企業者等（詳細は区ホームページをご確認ください）

- ・一般枠：中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者で区内に本店登記または主たる事業所を有し、区内で1年以上事業を営んでいる者であって、法人（個人）事業税及び法人（個人）住民税を滞納していない者
- ・創業枠①：中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者で区内に本店登記または主たる事業所を有し、区内で創業して1年未満の者
- ・創業枠②：区内で中小企業者として創業することを予定している者であって、申請をした日の翌日から起算して3か月以内に、法人の履歴事項全部証明書または個人事業の開業届出書の写しを提出することができる見込みの者

補助対象経費

- ・新たにホームページを作成するための制作委託費（既にホームページがある場合は対象外）
- ・既に開設しているホームページを全面的に改修するための制作委託費
- ・ドメイン取得費用（新たにホームページを作成する場合）

補助金額

一般枠：対象経費の総額の2分の1、限度額30万円まで（千円未満の端数は切り捨て）
創業枠：対象経費の総額の3分の2、限度額30万円まで（千円未満の端数は切り捨て）

申請書類

- ・中央区中小企業ホームページ作成費補助金交付申請書（所定様式）
 - ・補助事業計画書（所定様式）
 - ・企業概要（所定様式）
 - ・ホームページの作成または改修に係る見積書（受注業者の事業概要がわかる資料を含む）
 - ・法人の履歴事項全部証明書または個人事業の開業届出書の写し
 - ・直近1年分の法人事業税及び法人都民税の納税証明書または個人事業税及び住民税の納税証明書（注記：創業枠は不要です）
 - ・現在のホームページの写し（改修する場合）
 - ・その他区長が必要と認める書類
- ※区内で中小企業者として創業予定の方は、当補助金の申請日の翌日から起算して3か月以内に、履歴事項全部証明書または個人事業の開業届出書の写しをご提出ください。

申請方法

区HPの電子申請フォーム（LoGoフォーム）よりご申請ください。
※申請の手続は裏面を参照してください。

その他

- ・先着順のため、予算額に達し次第、受付は終了します。
- ・申請要件や申請受付期間など、詳細はホームページでご確認ください。
- ・申請書類は、ホームページでダウンロードできます。
- ・他機関が実施している同種の補助事業と重複して補助を受けることはできません。
- ・偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、補助金の交付決定の内容又は法令若しくはこの要綱の規定に違反したときは、補助金交付決定を取り消します。

お問い合わせ先

〒104-8404

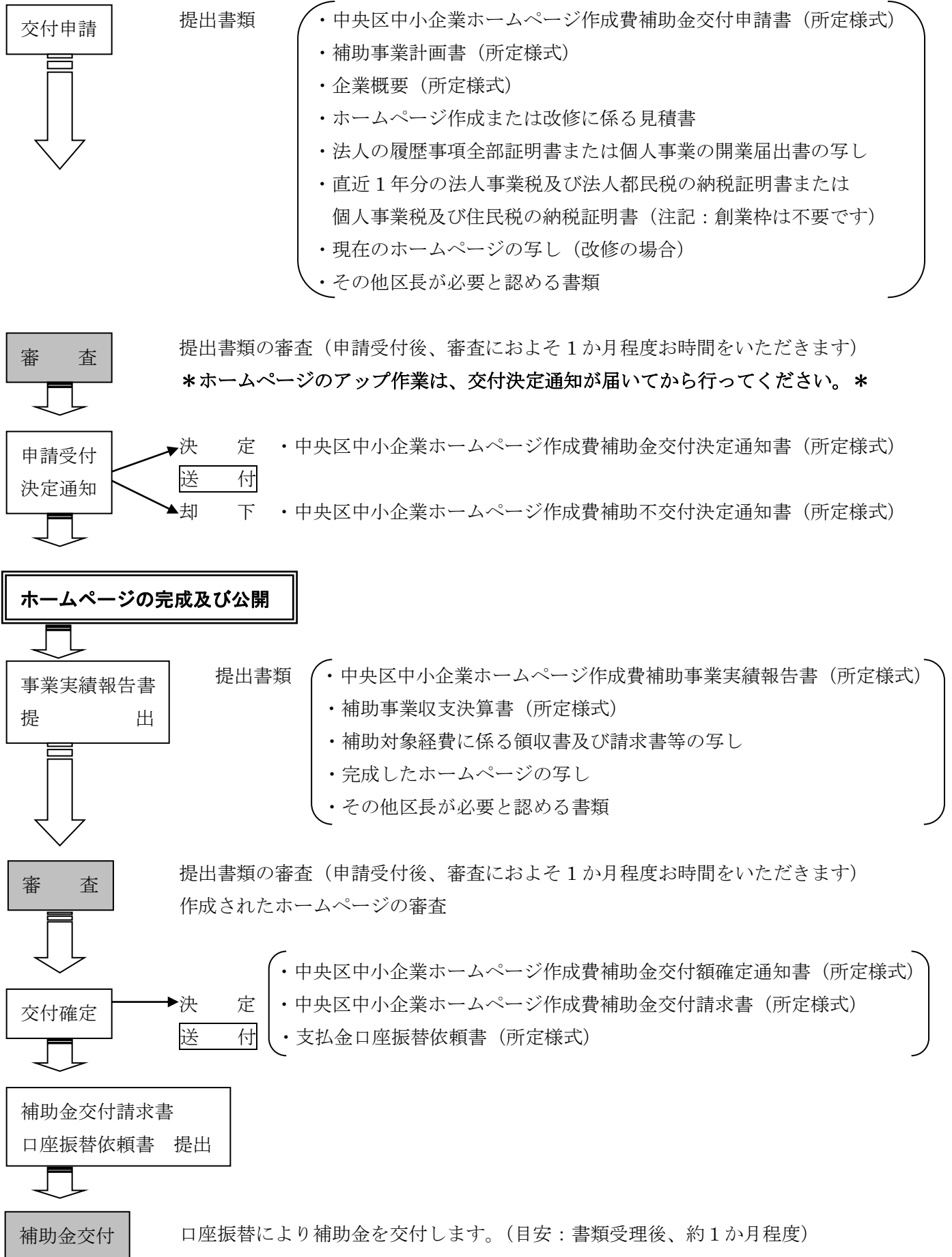
中央区築地1-1-1 中央区役所7階 区民部商工観光課中小企業振興係

電話：03-3546-5487 受付時間：9:00~17:00（土日祝除く）



▲区HP

中央区中小企業ホームページ作成費補助金交付までの流れ



*ここに記載されている流れは概要であり、変更等が生じた場合の流れは省略しています。